

藤沢市市民センター条例の一部改正について
藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例
藤沢市市民センター条例（昭和43年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表善行市民センターの項に次のように加える。

体育室	1,600	2,400
-----	-------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した善行市民センター体育室の供用を開始することに伴い、その使用料を定める必要による。